

議案 番号	85・86・87	資料 番号	1
下水道課・企画財政課			

損害賠償請求事件（漏水）の和解について

本件につきましては、平成30年9月28日に民事訴訟提起され、これまで審理が行われてきましたが、この度、裁判官から「燕市は原告に対し、解決金50万円を支払う」とする和解案が原告被告双方に提示されました。それに対して、原告から和解案を受けるという意思表示がなされました。

燕市としては、顧問弁護士からのアドバイスを踏まえ和解に応じることとしたいと考えています。

1. 訴状の概要

普段空き家になっている建物が水道の凍結による漏水で被害を受け、その原因が約1年前の水道の凍結に伴う漏水処理において、下水道課職員が元栓を閉めていなかったことによるものと主張し、市に対し損害賠償請求を行っているもの。

- (1) 事 件 番 号：平成30年（ワ）第31号 損害賠償請求事件
- (2) 原 告：甲
- (3) 被 告：燕市
- (4) 損害賠償請求額：755万7,360円及び平成30年2月20日から年5%の割合による
遅延損害金

2. 裁判所からの和解案

(1) 裁判官からの和解案

1月29日（金）に燕市及び原告に「燕市は原告に対し、解決金50万円を支払う」とする和解案が示されました。

(2) 理由

本件の争点は、最終的に燕市下水道課職員が水道の元栓を閉めたかどうかであり、燕市に責任があると確実に言えないのではないかとこの心証を得たため。

(3) 原告側の対応

1月2日（月）に裁判官から原告側が和解案を受け入れるとの報告を受けました。

(4) 裁判所からの和解案

1月4日（水）に裁判所より正式に和解条項案が提示されました。

- ① 燕市は、甲に対し、本件解決金として50万円の支払義務のあることを認め、これを甲に支払う。
- ② 甲はその余の請求を放棄する。
- ③ 甲及び燕市は、甲と燕市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ④ 訴訟費用は各自の負担とする。

3. 被告代理人（燕市顧問弁護士）の意見

裁判所の燕市の主張・立証に理由があるとの前提で、そのうえで早期の和解が妥当であるとの見解のもと、解決金50万円の和解案が示されました。

この和解案は、原告の損害賠償請求額755万7,360円に比べれば「勝訴」に値するものです。

和解を受けずに2審へ進んでも裁判費用がかさむとともに、その段階においても和解勧告が出されるケースが多くなっていることなどから、裁判官の被告側に責任があると確実に言えないという心証を踏まえて、円満に解決するために和解に応じることが望ましい。

4. 燕市の考え

和解しない場合は、原告の控訴が想定され、弁護士費用（控訴審着手金や東京高裁までの旅費・日当）が必要となります。また、裁判が長期化すれば更に費用の増額につながっていきます。

一方で、和解する場合は、控訴審着手金とほぼ同額の和解解決金を支払うことで解決することから、燕市としては、顧問弁護士のご意見を踏まえて和解したいと考えています。

5. 補正予算の概要

最終的な12月補正予算額	当初補正 一般会計補正第7号 公共下水道特会補正第1号	追加補正 一般会計補正第8号 公共下水道特会補正第2号
訴訟等事務委託料 1,041千円 (弁護士費用)	581千円 (弁護士費用 66千円、 控訴審着手金515千円)	460千円 (弁護士費用 975千円、 控訴審着手金▲515千円)
和解解決金 500千円	—	500千円
合計 1,541千円	合計 581千円	合計 960千円

※今回の補正予算では、当初に補正した控訴審着手金が不要となるため、当該着手金を弁護士費用に組み替えて訴訟等事務委託料を増額するものです。

6. 和解期日

12月25日（水）に和解成立予定